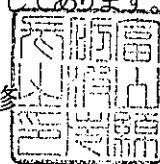


公 示 送 達 書

令和8年7月28日

地方税法の既定により作成された下記の書類が砺波市役所税務課に保管してあります
出頭のうえ受領してください。

砺波市長 夏 野 修

[illegible]

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。